

○特定遊興飲食店営業に関する読替表

(直線の傍線部分は読替部分。波線の傍線部分は、読替え規定にかかわらず準用時に当然に読み替えられる部分。)

読 替 後	読 替 規 定	読 替 前
<p>(許可証の交付) 第十條</p> <p>2 公安委員会は、<u>法第三十一條の二十二</u>の許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、許可証を交付するものとする。</p> <p>3 <u>第七十八條第二項</u>において準用する前項の場合において、公安委員会は、当該申請者の提出した許可申請書に記載された管理者が<u>法第三十一條の二十三</u>において準用する<u>法第二十四條第二項各号</u>のいずれにも該当しないと認めるときは、当該管理者に係る別記様式第四十三号の特定遊興飲食店営業管理者証を交付するものとする。</p> <p>(通知の方法) 第十一條 <u>法第三十一條の二十三</u>において準用する<u>法第五條第三項</u>の規定による通知は、理由を付した書面により行うものとする</p>	<p>(許可証の交付) 第七十八條 (略)</p> <p>2 第十條第二項及び第三項の規定は、<u>法第三十一條の二十二</u>の許可について準用する。この場合において、第十條第三項中「別記様式第四号の風俗営業管理者証」とあるのは、「別記様式第四十三号の特定遊興飲食店営業管理者証」と読み替えるものとする。</p> <p>(通知の方法) 第七十九條 第十一條の規定は、<u>法第三十一條の二十三</u>において準用する<u>法第五條第三項</u>の規定による通知について準用する。</p>	<p>(許可証の交付) 第十條</p> <p>2 公安委員会は、<u>法第三條第一項</u>の許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、許可証を交付するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、公安委員会は、当該申請者の提出した許可申請書に記載された管理者が<u>法第二十四條第二項各号</u>のいずれにも該当しないと認めるときは、当該管理者に係る別記様式第四号の風俗営業管理者証を交付するものとする。</p> <p>(通知の方法) 第十一條 <u>法第五條第三項</u>の規定による通知は、理由を付した書面により行うものとする。</p>

（許可証の再交付の申請）

第十二条 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第五号の許可証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）

第十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者は、別記様式第六号の相続承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 第八十一条において準用する前項の相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が特定遊興飲食店営業者（法第二条第十二項の特定遊興飲食店営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三十一条の二十二の許可又は法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の承認（以下「特定遊興飲食店営業許可

（許可証の再交付の申請）

第八十条 第十二条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定による許可証の再交付について準用する。

（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）

第八十一条 第十三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十三条第二項第一号中「風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「風俗営業許可等」とあるのは「特定遊興飲食店営業者（法第二条第十二項の特定遊興飲食店営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三十一条の二十二の許可又は法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の承認（以下「特定遊興飲食店営業許可

- 一 申請者が風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「風俗営業許可等」という。）を受けているものに限る。次号において同じ。）である場合（次号

（許可証の再交付の申請）

第十二条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第五号の許可証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

（風俗営業の相続の承認の申請）

第十三条 法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者は、別記様式第六号の相続承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「風俗営業許可等」という。）を受けているものに限る。次号において同じ。）である場合（次号

等」という。)を受けているものに限る。
。次号において同じ。)である場合(次号に該当する場合を除く。)には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(昭和六十年総理府令第一号。以下「府令」という。)第十七条において準用する府令第一条第五号に掲げる書類

二 申請者が未成年者である特定遊興飲食店業者であつて、その法定代理人が申請者が現に営む特定遊興飲食店営業に係る特定遊興飲食店営業許可等を受けた際の法定代理人である場合(申請に係る特定遊興飲食店営業及び現に営む特定遊興飲食店営業のいずれについても特定遊興飲食店営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。)には、府令第十七条において準用する府令第一条第六号に掲げる書類

三 前二号において準用する前二号に該当する場合以外の場合には、申請者に係る府令第十七条において準用する府令

等」と、「第一条第五号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第五号」と、同項第二号中「風俗営業許可等」とあるのは「特定遊興飲食店営業許可等」と、「第一条第六号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第六号」と、同項第三号中「第一条第四号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第四号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第四号」と読み替えるものとする。

に該当する場合を除く。)には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(昭和六十年総理府令第一号。以下「府令」という。)第一条第五号に掲げる書類

二 申請者が未成年者である風俗業者であつて、その法定代理人が申請者が現に営む風俗営業に係る風俗営業許可等を受けた際の法定代理人である場合(申請に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。)には、府令第一条第六号に掲げる書類

三 前二号に該当する場合以外の場合には、申請者に係る府令第一条第四号に掲げる書類

第一条第四号に掲げる書類

四 申請者と被相続人との続柄を証明する書面

五 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書

(特定遊興飲食店事業者たる法人の合併の承認の申請)

第十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする場合には、別記様式第七号の合併承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 第八十二条において準用する前項の申請は、合併する法人の連名により行わなければならない。

3 第八十二条において準用する第一項の合併承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 合併契約書の写し
- 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者（以下この号において「合併後の役員就任予定

(特定遊興飲食店事業者たる法人の合併の承認の申請)

第八十二条 第十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

四 申請者と被相続人との続柄を証明する書面

五 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書

(風俗営業者たる法人の合併の承認の申請)

第十四条 法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする場合には、別記様式第七号の合併承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、合併する法人の連名により行わなければならない。

3 第一項の合併承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 合併契約書の写し
- 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者（以下この号において「合併後の役員就任予定

者」という。)の氏名及び住所を記載した書面並びに合併後の役員就任予定者に係る府令第十七条において準用する府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第三十一条の二十三において準用する法第四条第一項第一号から第七号の二までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(特定遊興飲食店業者たる法人の分割の承認の申請)

第十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする場合には、別記様式第八号の分割承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 吸収分割をする場合における第八十三条において準用する前項の申請は、当該分割により特定遊興飲食店営業を承継させる法人及び当該分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人の連名により行わなければならない。

3 第八十三条において準用する第一項の分割承認申請書には、次に掲げる書類を添付

(特定遊興飲食店業者たる法人の分割の承認の申請)

第八十三条 第十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

者」という。)の氏名及び住所を記載した書面並びに合併後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第七号の二までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(風俗営業者たる法人の分割の承認の申請)

第十五条 法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする場合には、別記様式第八号の分割承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 吸収分割をする場合における前項の申請は、当該分割により風俗営業を承継させる法人及び当該分割により風俗営業を承継する法人の連名により行わなければならない。

3 第一項の分割承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

しなければならない。

- 一 分割計画書又は分割契約書の写し
- 二 分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人の役員となるべき者（以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第十七条において準用する府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第三十一条の二十三において準用する法第四条第一項第一号から第七号の二までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（相続等の承認に関する通知）

第十六条 公安委員会は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項、法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の承認をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項、法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の承認をしないときは、理由を付した書面により

（相続等の承認に関する通知）

第八十四条 第十六条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項、法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の規定による相続等の承認に関する通知について準用する。

- 一 分割計画書又は分割契約書の写し
- 二 分割により風俗営業を承継する法人の役員となるべき者（以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第七号の二までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（相続等の承認に関する通知）

第十六条 公安委員会は、法第七条第一項、法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の承認をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、法第七条第一項、法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の承認をしないときは、理由を付した書面により申請者にその旨を通知するものとする。

申請者にその旨を通知するものとする。

(許可証の書換えの手續)

第十七条 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第五項(法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第三項又は法第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第九号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第六項の規定による許可証の返納は、同項の通知を受けた日から十日以内に、当該許可証に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。この場合において、一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について許可証を返納するときは、それらの営業所のうちいずれか一の営業所の所在地の所轄警察署長を経由して返納すれば足りる。

(変更の承認に関する通知)

第十六条 公安委員会は、法第三十一条の二

(許可証の書換えの手續)

第八十五条 第十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第五項(法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第三項又は法第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第八十六条 第十八条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第六項の規定による許可証の返納について準用する。

(準用規定)

第九十条 第十六条の規定は法第三十一条の

(許可証の書換えの手續)

第十七条 法第七条第五項(法第七条の二第三項又は法第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第九号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第十八条 法第七条第六項の規定による許可証の返納は、同項の通知を受けた日から十日以内に、当該許可証に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。この場合において、一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について許可証を返納するときは、それらの営業所のうちいずれか一の営業所の所在地の所轄警察署長を経由して返納すれば足りる。

(相続等の承認に関する通知)

第十六条 公安委員会は、法第七条第一項

十三において準用する法第九条第一項の承認をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の承認をしないときは、理由を付した書面により申請者にその旨を通知するものとする。

(許可証の書換えの手続)

第十七条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第九号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第二十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条第一項又は第三項の規定による許可証の返納は、当該事由の発生の日から十日以内に、当該許可証に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。この場合において、一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について許可証を返納するときは、それら

二十三において準用する法第九条第一項の承認について、第十七条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定により特定遊興飲食店営業許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第九十一条 第二十三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条第一項又は第三項の規定による許可証の返納について準用する。

法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の承認をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、法第七条第一項、法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の承認をしないときは、理由を付した書面により申請者にその旨を通知するものとする。

(許可証の書換えの手続)

第十七条 法第七条第五項(法第七条の二第三項又は法第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第九号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第二十三条 法第十条第一項又は第三項の規定による許可証の返納は、当該事由の発生の日から十日以内に、当該許可証に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由してなければならない。この場合において、一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について許可証を返納するときは、それらの営業所のうちいずれか一の営業所の所

の営業所のうちいずれか一の営業所の所在地の所轄警察署長を経由して返納すれば足りる。

- 2 第九十一条において準用する前項の規定により返納する許可証には、別記様式第十二号の返納理由書を添付しなければならない。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定の基準)

- 第二十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 過去十年以内に法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第五項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。
- 二 過去十年以内に法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第七項の規定に違反したことがないこと。

(認定証の交付等)

第二十六条

- 2 公安委員会は、法第三十一条の二十三に

在地の所轄警察署長を経由して返納すれば足りる。

- 2 前項の規定により返納する許可証には、別記様式第十二号の返納理由書を添付しなければならない。

(特例風俗営業者の認定の基準)

- 第二十四条 法第十条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 過去十年以内に法第二十四条第五項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。
- 二 過去十年以内に法第二十四条第七項の規定に違反したことがないこと。

(認定証の交付等)

第二十六条

- 2 公安委員会は、法第十条の二第一項の認

- (特例特定遊興飲食店営業者の認定の基準)
- 第九十二条 第二十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準について準用する。

(認定証の交付等)

第九十四条 (略)

- 2 第二十六条第二項の規定は、法第三十一

において準用する法第十条の二第一項の認定をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、認定証を交付するものとする。

(通知の方法)

第十一条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第四項の規定による通知は、理由を付した書面により行うものとする。

(認定証の再交付の申請)

第十二条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、別記様式第十五号の認定証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

(認定証の返納)

第二十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納は、当該事由の発生の日から十日以内に、当該認定証に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。この場合において、一の公安委員会に対して同時に二以上の営

業所の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定について準用する。

3

3 第十一条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第四項の規定による通知について、第十二条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二条中「別記様式第十五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

定をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、認定証を交付するものとする。

(通知の方法)

第十一条 法第五条第三項の規定による通知は、理由を付した書面により行うものとする。

(許可証の再交付の申請)

第十二条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第五号の許可証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第二十三条 法第十条第一項又は第三項の規定による許可証の返納は、当該事由の発生の日から十日以内に、当該許可証に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由してなければならない。この場合において、一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について許可証を返納するときは、それ

業所について認定証を返納するときは、それらの営業所のうちいずれか一の営業所の所在地の所轄警察署長を経由して返納すれば足りる。

2 第九十四条第三項において準用する前項の規定により返納する認定証には、別記様式第十二号の返納理由書を添付しなければならない。

(特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任)

第三十七条 法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かれなければならない。

(管理者の業務)

第三十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。

一 営業所における業務の適正な実施を図るため必要な従業者に対する指導に関する計画を作成し、これに基づき従業者に対し実地に指導し、及びその記録を作成

(特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等)

第九十七条 第三十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第一項の規定により選任される管理者について準用する。

2 第三十八条(第三号を除く。)の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務について準用する。この場合において、第三十八条第二号中「第七条」とあるのは「第七十五条」と、同条第六号中「法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定す

らの営業所のうちいずれか一の営業所の所在地の所轄警察署長を経由して返納すれば足りる。

2 前項の規定により返納する許可証には、別記様式第十二号の返納理由書を添付しなければならない。

(風俗営業に係る営業所の管理者の選任)

第三十七条 法第二十四条第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かれなければならない。

(管理者の業務)

第三十八条 法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。

一 営業所における業務の適正な実施を図るため必要な従業者に対する指導に関する計画を作成し、これに基づき従業者に対し実地に指導し、及びその記録を作成

すること。

二 営業所の構造及び設備が第七十五条に規定する技術上の基準に適合するようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

四 法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第三項の規定による措置について従業員に対する教育を行うことその他当該措置が適切になされるよう必要な措置を講ずること。

五 営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

六 深夜においてその営業を営むときは、法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿及びその記載について管理すること。

七 法第三十一条の二十三において準用する法第二十二條第一項第五号の規定により客として立ち入らせてはならないこととされる未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営業所か

る条例で定めるときまでの時間」とあるのは「深夜」と、同条第七号中「法第二十二條第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十二條第一項第五号」と、同条第九号中「接待飲食等営業にあつては、法第三十六条の二第一項」とあるのは「法第三十六条の二第一項」と読み替えるものとする。

すること。

二 営業所の構造及び設備が第七条に規定する技術上の基準に適合するようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

四 法第十三条第三項の規定による措置について従業員に対する教育を行うことその他当該措置が適切になされるよう必要な措置を講ずること。

五 営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

六 法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿及びその記載について管理すること。

七 法第二十二條第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例の規定により客として立ち入らせてはならないこととされる未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営

ら立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。

八 法第三十六条に規定する従業者名簿及びその記載について管理すること。

九 法第三十六条の二第一項の規定による確認に係る記録について管理すること。

十 法第三十八条の四に規定する風俗環境保全協議会における構成員となつた場合に、当該協議会の活動に参画すること。

十一 営業所における業務の一部が委託される場合において、当該委託に係る業務の適正な実施を図るため必要な当該委託に係る契約の内容、業務の履行状況その他の事項の点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

(管理者講習)

第三十九条 法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定による管理者に対する講習（以下「管理者講習」という。）の種別は、定期講習、処分時講習及び臨時講習とする。

2 定期講習は全ての営業所の管理者（法第

業所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。

八 法第三十六条に規定する従業者名簿及びその記載について管理すること。

九 接待飲食等営業にあつては、法第三十六条の二第一項の規定による確認に係る記録について管理すること。

十 法第三十八条の四に規定する風俗環境保全協議会における構成員となつた場合に、当該協議会の活動に参画すること。

十一 営業所における業務の一部が委託される場合において、当該委託に係る業務の適正な実施を図るため必要な当該委託に係る契約の内容、業務の履行状況その他の事項の点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

(管理者講習)

第三十九条 法第二十四条第六項の規定による管理者に対する講習（以下「管理者講習」という。）の種別は、定期講習、処分時講習及び臨時講習とする。

2 定期講習は全ての営業所の管理者（法第

3 第三十九条（第四項を除く。）及び第四

十条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定による管理者に対する講習について準用する。この場合において、第三十九条第二項中「法第十条の二第一項の認定を受けた風俗

三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店営業者の当該認定に係る営業所の管理者であつて当該営業所の管理者として選任された後定期講習を受けたことがあるものを除く。) について当該営業所の管理者として選任された日からおおむね三年ごとに一回、処分時講習は法第三十一条の二十五第一項の規定により当該特定遊興飲食店営業の全部又は一部の停止が命じられた場合に当該営業所の管理者について当該処分の日からおおむね一年以内に一回、臨時講習は善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため管理者講習を行う必要がある特別の事情がある場合に当該事情に係る営業所の管理者についてその必要の都度、それぞれ行うものとする。

3 管理者講習は、その種別に応じ、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ同表の中欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間行うものとする。

「営業者」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店営業者」と、「法第二十六条第一項の規定により当該風俗営業」とあるのは「法第三十一条の二十五第一項の規定により当該特定遊興飲食店営業」と、同条第三項の表定期講習の項中「法第二十四条第三項及び第三十八条」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項及び第九十七条第二項において準用する第三十八条（第三号を除く。）」と、第四十条第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第四十六号」と読み替えるものとする。

十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者の当該認定に係る営業所の管理者であつて当該営業所の管理者として選任された後定期講習を受けたことがあるものを除く。) について当該営業所の管理者として選任された日からおおむね三年ごとに一回、処分時講習は法第二十六条第一項の規定により当該風俗営業の全部又は一部の停止が命じられた場合に当該営業所の管理者について当該処分の日からおおむね一年以内に一回、臨時講習は善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため管理者講習を行う必要がある特別の事情がある場合に当該事情に係る営業所の管理者についてその必要の都度、それぞれ行うものとする。

3 管理者講習は、その種別に応じ、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ同表の中欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間行うものとする。

処分時講	定期講習	管理者講習の種別
一 定期講習の項中欄	<p>一 法その他営業所における業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>二 法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項及び第九十七条第二項において準用する第三十八条（第三号を除く。）に規定する管理者の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。</p>	講習事項
四時間以	以下	講習時間

処分時講	定期講習	管理者講習の種別
一 定期講習の項中欄	<p>一 法その他営業所における業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>二 法第二十四条第三項及び第三十八条に規定する管理者の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。</p>	講習事項
四時間以	以下	講習時間

		習
	に掲げる講習事項 二 特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人又は従業者が再び法令の規定に違反することを防止するために管理者として講ずべき措置に関すること。	上六時間 以下
臨時講習	特定遊興飲食店営業に係る特別な事情に関する事項で、管理者の業務を適正に実施するため必要なものに関すること。	二時間以上四時間以下

(管理者講習の通知等)
第四十条 公安委員会は、管理者講習を行うおとすときは、当該管理者講習の実施予定期日の三十日前までに、当該管理者講習を行うおとす管理者に係る特定遊興飲食店営業者に、別記様式第四十六号の管理者

		習
	に掲げる講習事項 二 風俗営業者若しくはその代理人又は従業者が再び法令の規定に違反することを防止するために管理者として講ずべき措置に関すること。	上六時間 以下
臨時講習	風俗営業に係る特別な事情に関する事項で、管理者の業務を適正に実施するため必要なものに関すること。	二時間以上四時間以下

(管理者講習の通知等)
第四十条 公安委員会は、管理者講習を行うおとすときは、当該管理者講習の実施予定期日の三十日前までに、当該管理者講習を行うおとす管理者に係る風俗営業者に、別記様式第十六号の管理者講習通知書に

講習通知書により通知するものとする。

2 第九十七条第三項において準用する前項の管理者講習通知書に係る特定遊興飲食店営業者は、病気その他やむを得ない理由により当該管理者に当該管理者講習を受講させることができないときは、当該実施予定期日の十日前までに、当該公安委員会に、当該管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

(深夜における客の迷惑行為を防止するための措置)

第二十七条 特定遊興飲食店営業者は、法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第三項の規定により深夜において同項の措置を講ずるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること。

二 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で

(準用規定)

第九十八条 第二十七条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第三項の規定により特定遊興飲食店営業者が講ずる措置について、第二十八条及び第二十九条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿について準用する。

より通知するものとする。

2 前項の管理者講習通知書に係る風俗営業者は、病気その他やむを得ない理由により当該管理者に当該管理者講習を受講させることができないときは、当該実施予定期日の十日前までに、当該公安委員会に、当該管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

(深夜における客の迷惑行為を防止するための措置)

第二十七条 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定により深夜において同項の措置を講ずるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること。

二 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で

説明し、又は音声により知らせること。
三 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。

四 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。

五 第九十八条第一項において準用する前号に規定する客がいる場合には、当該客に対し、同号に規定する行為を取りやめ、又はこれを行わないよう求めること。

2 特定遊興飲食店営業者は、法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第三項の規定による措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に当該教育を行わせなければならない。

(苦情の処理に関する帳簿の備付け)
第二十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先（

説明し、又は音声により知らせること。
三 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。

四 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。

五 前号に規定する客がいる場合には、当該客に対し、同号に規定する行為を取りやめ、又はこれを行わないよう求めること。

2 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定による措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に当該教育を行わせなければならない。

(苦情の処理に関する帳簿の備付け)
第二十八条 法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先（

氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）並びに苦情の内容

二 原因究明の結果

三 苦情に対する弁明の内容

四 改善措置

五 苦情処理を担当した者

2 第九十八条第一項において準用する前項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による記録）

二十九条 第九十八条第一項において準用する前条第一項に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

2 第九十八条第一項において準用する前項の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努め

氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）並びに苦情の内容

二 原因究明の結果

三 苦情に対する弁明の内容

四 改善措置

五 苦情処理を担当した者

2 前項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による記録）

二十九条 前条第一項に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

2 前項の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

<p>なければならぬ。 (営業所に立ち入つてはならない旨の表示方法) 第三十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十八条の規定による表示は、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。</p>	<p>2 第三十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十八条の規定による表示について準用する。</p>	<p>(営業所に立ち入つてはならない旨の表示方法) 第三十五条 法第十八条の規定による表示は、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。</p>
---	---	---